

藤沢市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正について

藤沢市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

2018年（平成30年）6月4日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

藤沢市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（平成29年藤沢市条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「に係る最初の主任介護支援専門員更新研修（改正後の第2条第1項第3号の規定により、同号に規定する修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に受ける主任介護支援専門員更新研修のうち最初のものをいう。以下同じ。）については、同号の規定にかかわらず」を「については」に、「までに修了した場合には、同号」を「までの間は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第1号イ(3)」に、「修了したもの」を「主任介護支援専門員更新研修を修了しているもの」に改め、附則第3項中「最初の主任介護支援専門員更新研修以外の」を「最初の主任介護支援専門員更新研修（同号の規定により、同号に規定する修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に受ける主任介護支援専門員更新研修のうち最初のものをいう。次項において同じ。）以外の」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、介護保険法施行規則の一部を改正する省令の一部が改正されたことに伴い、規定の整備をする必要による。